

## 今回のテーマ

### 経営者のための 3 つの備え



経営者にとって必要な保障は、企業の状況によって違いますが、一般的には以下の3つの資金を準備する必要があると言われています。

今回は、経営者の保障として必要な準備資金(3つの備え)の内容とその金額の算出方法を紹介いたします。

#### <1>事業保障準備資金

☆経営者が万一の際、金融機関や取引先への債務の返済が必要になる可能性があります。社会的信用をささえ、安定した事業継続を行うためにも事業保障対策が必要です。  
☆会社を閉鎖するにも資金は必要になります。また従業員の年間給与相当額の確保も考えましょう。

イメージ 「事業保障準備資金 = 借入相当額×2倍 + 従業員の年間給与相当額」

#### <2>死亡退職金・弔慰金準備資金

☆経営者は労災保険などの法的保障が薄いため、ご遺族の生活保障対策は欠かせません。またご遺族の相続税納税の資金としても死亡退職金・弔慰金の準備が必要です。  
☆経営者のみならず従業員の万一の際にもご遺族の生活保障のための準備も必要です。

イメージ

- ・死亡退職金 「退職慰労金=最終報酬月額×役員在任年数×役位別倍率\* + (功労加算金\*\*)」
- ・弔慰金準備  
(A) 業務上死亡時 「最終報酬月額 × 36ヶ月」 (B) 業務外死亡時 「最終報酬月額 × 6ヶ月」

#### <3>生存退職金準備資金

☆企業の繁栄に多大な功績のある経営者には、その功労にふさわしい退職金が必要です。  
☆有能な従業員を確保・定着させるためには、福利厚生制度の充実、なかでも退職金制度の充実は不可欠です。

イメージ

- ・生存退職金 「退職慰労金=最終報酬月額×役員在任年数×役位別倍率\* + (功労加算金\*\*)」

\* (例) 会長・社長: 3.0 専務: 2.5 常務: 2.3 取締役: 2.0  
\*\* (例) 退職慰労金の30%を超えない範囲

今回は経営者にとって必要となる準備資金を取り上げてみました。保険に加入する際には、必要な準備資金の金額と3つの準備資金の優先順位を考慮して、最適な保険商品に加入することが重要です。  
ぜひ、ご自身の状況に当てはめて、必要な準備資金の金額と現在の保障額をチェックしてみましょう！  
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。



担当 斎藤 直哉